

警戒区域から中通りに避難した家族につき、転校先の高等学校になじめなかった子及び要介護の祖母について、避難による日常生活阻害慰謝料が増額された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人X 1、申立人X 2、申立人X 3、申立人X 4、申立人X 5、申立人X 6（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記一覧表の損害項目（同表記載の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目		期間	金額
1	避難交通費	自 平成23年 3月11日 至 平成23年12月31日	100,000 円
2	生活費増加分 （スタッドレスタイヤ）		287,700 円
3	生活費増加分（家具等購入）		1,060,960 円
4	生活費増加分（教育費）		80,000 円
5	生活費増加分（被服費）		360,000 円
6	生活費増加分（その他の費用）		286,780 円
7	一時立入費用		14,625 円
8	生命身体損害（X 2）		150,000 円
9	生命身体損害（診断書取得費用）		17,190 円
1 0	精神的損害（X 1）		1,020,000 円
1 1	精神的損害（X 2）		1,020,000 円
1 2	精神的損害（X 3）		1,320,000 円
1 3	精神的損害（X 4）		1,020,000 円
1 4	精神的損害（X 5）		1,020,000 円
1 5	精神的損害（X 6）		1,400,000 円
1 6	弁護士費用		278,000 円

合 計		9,435,255 円
-----	--	-------------

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目及び期間にかかる和解金から、仮払金280万円を差し引いた金額である、金663万5255円の支払義務があることを認める。

3 支払方法

(省略)

4 清算

申立人らと被申立人は、第1項1～7、9記載の損害項目（同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。）については、本和解に定めるもののほか、当事者間に債権債務のないことを相互に確認する。

5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

6 申立の取り下げ

申立人らは、その余の項目に関する請求については、申立を取り下げる。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、各自1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年12月17日

(仲介委員 日向 隆)